

参考資料

1. 景観用語解説…………… 参考資料-1
2. ねりまの散歩道…………… 参考資料-7
3. 練馬の素敵な風景100選…………… 参考資料-8
4. ねりまの名木百選…………… 参考資料-10
5. 景観に関する区民アンケート調査…………… 参考資料-12
6. 景観まちなみ協定制度…………… 参考資料-17

1. 景観用語解説（五十音順）

あ行

暗渠化（あんきょか）

かつての小川や水路をフタで覆いをしたり、地下に設けたりして、地上からは見えないようにすること。

オープンスペース

建物が建てられていない開放された空間のこと。建築物の足元に設けられている一般に公開された空地や、公共・公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場等を指す。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）

お店や商品等の名称等を、看板、立看板、はり紙、はり札や、広告塔、広告板、建物その他の工作物等を利用して掲出されたり表示したりするもの。ただし、窓の内側に貼られたものは、屋外広告物には該当しない。

か行

外構（がいこう）

建築物の外まわりの総称で、堀や生垣、門扉、車庫、庭、アプローチ等を指す。

外壁基本色

外壁各面の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。

風の道

河川は風の道となっており、さわやかな川風を都市の温暖化防止に役立てることができる。
（「みどりの基本計画（平成10年策定、平成21年改訂）」より引用。）

看板建築

主に関東大震災の復興期（昭和初期）に建てられた木造2階建ての店と住まいが一緒になっている併用住宅で、ファサード（建築物の正面）のデザインに特徴がある商店建築。

季節のイルミネーション

区は平成18年度から平成20年度まで、年末にイルミネーションコンテストを実施した。

郷土景観保全地区

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第13条で規定する雑木林、屋敷林、農地等が一体となった景観を形成している地域で、特にその景観を保全する必要があると認める3,000平方メートル以上の土地の区域で区長が指定したもの。

景観協定

景観法に基づく制度のひとつで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者等の全員の合意に基づき定められる自主協定のこと。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板等、景

観に関するルールを定めることができる。なお、所有者の移転があっても協定は継承される。

景観行政団体

景観計画の策定等、景観法に基づく諸政策を実施することができる地方公共団体。

景観計画

景観行政団体が、景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。景観計画では、

- ・景観計画の区域
- ・良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

のほか、必要に応じて、

- ・屋外広告物の表示等に関する事項
- ・景観重要公共施設の整備等に関する事項

等を定めることができる。

景観資源

景観を築く要素であり、河川、道路、公園、樹木、寺社、建築物、地域のイベントなどの文化的、歴史的資産等をいう。

景観重要建造物・樹木

区の景観計画の基本方針に則した地域の景観上重要な建造物、樹木で、所有者の方の承諾等があり、要件を満たしたものを指定する。景観法においては、景観重要建造物は第 19 条に、景観重要樹木は第 28 条に規定されている。指定された場合には、所有者等と区が管理協定を結び、区が管理することができる。

景観重要公共施設

景観法に基づく制度のひとつで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路、河川等の公共施設で、管理者の同意を得て指定されたもの。景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければならない。

景観条例

景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例。

景観整備機構

景観法に基づく制度のひとつで、景観法第 92 条に規定されている。景観保全の実務を担当するまたは支援する組織として、区長（景観行政団体の長）が一般社団法人若しくは一般財団法人や特定非営利活動法人（NPO 法人）の中から指定するもの。良好な景観形成に関する業務を行うものに対する、知識を有する者の派遣、情報の提供や相談その他の援助、調査研究などを行う。

景観地区

景観法に基づく地域地区のひとつで、より積極的に良好な景観形成を図るために、市区町村が都

市計画として定める地区。景観地区では、建物の形態意匠に関する制限を定め、必要に応じて建物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度等を定めることができる。

景観に関する区民アンケート調査（詳細は参考資料 P12 参照）

景観計画の策定にあたり、区民の皆さまが練馬区の景観に関して、日頃感じていることやご意見をお伺いするために、平成 20 年度に区が実施したアンケートのこと。

景観法

平成 16 年に施行された日本で初めての景観についての総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国、地方公共団体、事業者、住民の責務等が定められている。

景観まちなみ協定制（詳細は参考資料 P17 参照）

景観形成を目的として、区民等が 3 軒以上の小さなまとまりから景観に関するまちなみのルールをつくる練馬区独自の協定制。庭先等の緑化を行ったり、デザインやしつらえ等の工夫をするなど、近隣で協働して景観形成に取り組む制度である。

景観まちづくり地区

地区固有の景観の特性を活かした景観まちづくりを目指す地区のこと。公共性の高い地区、シンボリックな景観を有する地区やまちづくり事業や施策と連携させながら重点的に景観づくりに取り組むべき地区を、他の地域とは別に区域を区分し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規制を住民と合意形成を図りながら定める制度。

建築物の敷地面積の最低限度

練馬区では、平成 20 年 3 月に建築物の敷地の最低限度を都市計画で定めている。

建築物の敷地の最低限度は、小規模な敷地が増加することによって、防災面、日照、通風等の環境悪化を防止することを目的としている。

建築物の高さの最高限度

練馬区では、平成 20 年 3 月に建築物の高さの最高限度を都市計画で定めている。

建築物の高さの最高限度は、過度に突出する高層建築物を制限し、練馬らしい街並みを実現することを目的としている。

公開空地（こうかいくうち）

都市計画制度や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の総合設計制度に基づき、開発プロジェクトの対象敷地内に設けられた空地のうち、一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用できる区域のこと。

公共施設

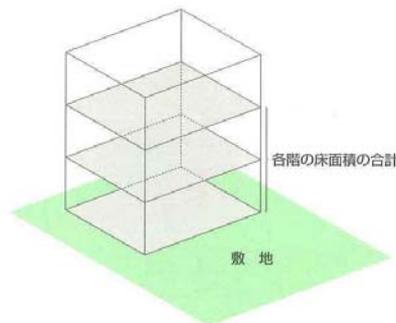
ここでいう公共施設とは、例えば、道路、公園、緑地、河川等の一般住民の利用を目的として整備される公共の施設のことをいう。区役所、区民館、図書館等は、公共建築物とし、公共施設と区別している。

指定容積率（していようせきりつ）

建物の延べ面積の敷地面積に対する割合を都市計画で定めたもの。都市計画では、容積率の制限があり、例えば、容積率が 100%と指定されている敷地では、敷地面積が 100 m²の場合、100 m²までしか建築物の床をつくることができない。また、建ぺい率 50%、容積率 100%で敷地面積が 100 m²の場合、2階建てだと、1階の面積 50 m²、2階の面積 50 m²の建築物が最大となる。

容積率は建物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合です。

$$\text{容積率(\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



※練馬区用途地域図裏面から引用

修景（しゅうけい）

例えば、空調室外機やゴミ置き場、駐車場、駐輪場など、直接道路から見えないように樹木等で覆ったり、歩行者にとって圧迫感の少ない素材等で囲むこと。

スカイライン

景色を眺める際に見える地形や建築物の空に対する輪郭線のこと。

素敵な風景 100 選（詳細は参考資料 P8 参照）

練馬区の魅力的な風景を発掘・紹介するため、練馬区独立 60 周年記念事業の一環として、区民より練馬区の風景を募集した。多数の応募の中から「練馬区の素敵な風景 100 選」として選定した。

占用許可（せんようきょか）

道路や河川等の公共施設の区域内において、公共施設上や上空、地下の一部に工作物等を設置し、独占的に継続して使用することについて、管理者が許可をすること。

地区計画

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都市計画法」という。）第 12 条の 4 に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情にあったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度。建物用途や容積率、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全等について定めることができる。

東京都景観計画

東京都の定める景観法に基づく景観計画（平成 19 年 3 月策定）のこと。都全域の広域的な視点から届出対象行為や景観形成基準を定めているほか、景観形成特別地区や景観重要公共施設についても定めている。

都市計画審議会

都道府県および市区町村において、都市計画に関する事項の調査・審議等のために設けられる組織（都市計画法第 77 条、第 77 条の 2）。ここでは、練馬区まちづくり条例の規定により、設置する練馬区都市計画審議会を指す。

都市計画道路

都市の活動を支えるために必要な幹線となる道路。（計画された道路幅員の整備がまだされていない場合、都市計画道路の計画にかかる敷地では、階数、構造等の一定の建築制限がかかる。）

な行

練馬区景観条例

平成 23 年 5 月施行。条例では景観法の委任事項（行為の届出事項等）、独自制度（大規模建築物の建築等に係る事前協議、地域景観資源登録制度等）を定めた。練馬区景観計画と一体的運用を行うことで「ねりま」らしい良好な景観の形成を図ることとした。

練馬区都市計画マスタープラン

2020 年（平成 32 年）頃までを展望した区のまちづくりの総合的な指針となるもの。「全体構想」と「地域別指針」から構成されている。全体構想は平成 13 年 3 月に、地域別指針は多くの区民参加により、平成 15 年 6 月に策定されている。

練馬区まちづくり条例

平成 18 年に施行。条例では、都市計画やまちづくりにおける住民の参加の仕組みとともに、開発事業における調整の手続き、開発事業に当たっての基準などを定めている。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

平成 20 年に施行。「みどりを保護し回復する条例」を基に改定したもので、失ったみどりの回復だけでなく、区民みんなでみどりを愛し、新たなみどりはぐくむという考えを取り入れている。区は、区民や事業者との協働をすすめ、雑木林や屋敷林と農地が一体となった「練馬らしい」風景の保全を図る郷土景観保全計画や、みどりの保全協定を創設するなど、民有地のみどりを守っていく。

ねりまの散歩道（詳細は参考資料 P7 参照）

平成 4 年 7 月に設定された練馬区内のみどりや水辺、史跡、公園等をめぐる散歩コース。1 つのコースは約 5～8 km で、9 コースある。

ねりまの名木百選（詳細は参考資料 P10 参照）

都市化が進む練馬において、区内に残る貴重なみどりを名木として指定し、区民の共有財産として保全していくとともに、PR 活動を広く区民に行い、練馬区のみどりを守り育てている。

は行

風致地区（ふうちちく）

都市計画法に基づく地域地区の一つで、主に都市の自然美を維持するために定められる。具体的には、宅地の造成、木材の伐採、建築物の新築（高さ、建ぺい率、壁面後退）等について許可が必要である。練馬区では、石神井風致地区と大泉風致地区の2地区が東京都により指定されている。

保護樹木、樹林

区では、区民の皆さんが所有し今後も残しておきたい樹木（地上高1.5mの幹の直径50cm以上）や樹林（1,000㎡以上）を保護樹木、樹林として指定している。

ま行

無電柱化（むでんちゅうか）

電線や通信線等および関連施設を地中に埋設するなどして、道路上から電柱をなくす取組みのこと。路上スペースの確保を目的に行われる。都市景観の向上やバリアフリー、災害時の被害の軽減等、様々な効果がある。

や行

屋根色（やねいろ）

勾配屋根に用いることのできる色彩のこと。

用途地域（ようちいき）

都市計画法第8条に定められた制度で、例えば、住宅地においては、良好な住居の環境を保護することを目的とし、商業地では、主として商業等の利便性を高めることを目的として、建築物の用途等を制限する制度。住居系、商業系、工業系をあわせて12種類に分類される。練馬区では、このうち9種類が指定されている。

ら行

ランドマーク

その地域の目印、シンボルとなる建築物等のこと。その街の顔であり、住民に親しまれ、また来訪者の印象にも残るものである。

緑道（りょくどう）

練馬区立都市公園条例（昭和33年12月練馬区条例第14号）第2条に規定する緑道のこと。旧河川等の一部を道路の形状に整備したもので、現在は人が歩ける散歩道等として、区民に親しまれている。

ルーバー

羽板とよばれる細長い板を枠組みに隙間をあけて平行に組んだもの。羽板の取り付け角度によって、風や雨、光、人の視線などを、選択的に遮断したり透過したりする機能をもつ。

2. ねりまの散歩道（※景観計画 P38）

「ねりまの散歩道」は、平成4年7月に設定されたみどりや水辺、史跡、公園などをめぐる散歩コースです。1つのコースは約5～8キロメートルで、区内に9コースあります。

コース	魅力・解説
武蔵関公園コース	水とふれあいながらゆったりとくつろげる
大泉井頭公園コース	湧き水のある川と緑の環境が特徴的
大泉中央公園コース	やわらかな陽ざしとさわやかな風を感じる
石神井公園コース	四季を通して楽しめる歴史と自然
清水山・稲荷山憩いの森コース	光が丘公園から白子川の一部を巡る
光が丘公園コース	家族やグループのふれあいの場となっている
中村・向山庭園コース	オシャレで魅力的なポイントが盛り沢山
豊玉・高稲荷公園コース	くらしに潤いと安らぎを与えてくれる
城北中央公園コース	古くからの街の道、歴史の香りがただよう



※詳しくは、練馬区ホームページ（下記）をご覧ください

(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/annai/eizodemiru/nerimawalk/sanpo/index.html>)

3. 練馬区の素敵な風景 100 選 (※景観計画 P36)

練馬区は 2007 年 8 月 1 日で独立 60 周年をむかえました。60 周年記念事業の一環として、練馬区の魅力的な風景を発掘・紹介するため、「練馬区の素敵な風景 100 選」を募集し、473 点のご応募をいただきました。

- ・応募期間／2005 年 7 月 1 日～2006 年 9 月 30 日
- ・選 定／2006 年 10 月 31 日

平成 23 年 8 月時点

豊かな自然と四季の風景	016	<small>すすぎかわ</small> 濯川の清流	019	徳殿公園の桜吹雪
	031	田柄川緑道の紅葉	045	春の光が丘公園
	067	雪の三宝寺池	077	武蔵関公園のメタセコイヤ
	093	大泉のキャベツ畑 (※現在みられません)		
憩いと安らぎの風景	032	うめのき憩いの森	033	城北中央公園のイチヨウ並木
	036	アジサイの咲く本寿院	038	練馬東小学校のフジ棚
	047	四季の香公園のバラ	064	石神井池の水面
	074	上石神井憩いの森	085	清水山憩いの森カタクリ
	097	大泉さくら運動公園の桜並木		
うるおいとにぎわいの風景	003	そらしど緑地	008	練馬駅ホームからの風景
	011	練馬まつり	014	成人式
	015	十一ヶ寺	017	練馬区役所と桜
	018	練馬区役所展望ロビーから見た富士山		
	022	目白通りと西武池袋線	025	中村橋阿波踊り
	026	練馬区立美術館	030	きたまち阿波踊り
	048	光が丘団地		
	049	光が丘 IMA の鯉のぼり (※現在みられません)		
	050	花とみどりの相談所	055	長命寺の稚児行列
	062	照姫行列	065	石神井公園の灯ろう流し
	072	ちひろ美術館・東京	078	関のぼろ市
	084	稲荷山図書館蝶のモニュメント	087	大泉橋戸公園
	089	氷川神社 茅の輪くぐり	091	北野神社大晦日の夕べ
歴史と文化に親しむ風景	001	浅間神社の大ケヤキ	004	能満寺山門
	005	武蔵野稲荷神社の八重桜	020	正覚院の堂塔 <small>どうとう</small>
	021	氷川神社	027	南蔵院
	028	御嶽神社	029	徳川綱吉御殿跡之碑と田柄川緑道
	034	栗原遺跡の竪穴住居跡	035	光伝寺のコウヤマキ
	053	増島宅の門	054	長命寺のシダレ梅
	060	禅定院のモクレン	061	石神井稲荷神社
	068	三宝寺の紅葉	069	道場寺の鐘撞堂 <small>かねつきどう</small>
	075	法融寺本堂とシダレ桜	081	立野公園の桃花源
	086	八坂神社	094	大泉井頭公園のマルバヤナギ
	099	諏訪神社	100	妙福寺のシダレ桜

花と緑の香る風景	002	三六道路 四季の道	006	広徳寺の竹林
	007	練馬一丁目のケヤキ	009	平成つつじ公園
	010	石神井川沿いの桜（大橋）	012	練馬総合運動場のイチヨウ
	013	石神井川沿いの桜（中之橋）	023	向山住宅の生垣
	024	としまえんのアジサイと模型列車		
	037	田柄梅林公園	039	夏の八丁堀児童公園
	040	土支田農業公園	041	稻荷山憩いの森
	042	八坂小学校付近の桜並木	043	初夏の秋の陽公園
	044	夏の雲公園のスタジイ	046	光が丘公園ふれあいの径
	051	四季の香公園の秋景色	052	高松の屋敷林
	056	千川通りのスズカケ（※現在みられません）		
	057	石神井川の桜と西武池袋線		
	058	おくらやま憩いの森	059	石神井川の散歩道
	063	石神井池の桜と緑	066	さんぼうじ 三宝寺池の紅葉
	070	畑と屋敷林	071	むこうさんや 向三谷公園のアジサイ
	073	石神井川沿いの桜（西豊城橋） <small>にしとよしろばし</small>	076	武蔵関公園の紅葉
	079	関町北憩いの森	080	雑木林のある道
	082	立野公園緑の映える池	083	千川上水
	088	もみじ山憩いの森（平成23年4月からもみじ山公園に変更）		
	090	八の釜憩いの森	092	牧野記念庭園
095	大泉井頭公園の朝もや	096	大泉学園通りの桜並木	
098	春の大泉中央公園			



※詳しくは、練馬区ホームページ (<http://www.city.nerima.tokyo.jp/annai/fukei/fukei100.html>) (http://www.nerima-kanko.jp/neri_100sen) をご覧下さい

4. ねりまの名木百選 (※景観計画 P16)

都市化が進む練馬にあって、年々みどりが減少していますが、区内には練馬を象徴するような大木や古くから日常生活の中で育まれてきた古木など、まだ多くの貴重なみどりが残されています。「ねりまの名木百選」は、それらの木を名木として指定をし、区民の共有財産として末永く保全をしていくとともに、PR活動を広く区民に行い、練馬区のみどりを守り育てることを目的としています。

区民からの推薦の261件を基に歴史的文献などから約1,000件を候補木とし、練馬区名木選定委員会で選定基準や保護管理指針などを審議し、138件の最終候補を選びました。この最終候補の中から所有者の方の指定同意を得た107件を平成6年4月にねりまの名木として指定しました。

指定された名木は、選定後、5年に1度樹木医による名木の樹木育成調査を行い、調査結果によっては、翌年に保護育成工事を行います。

平成23年8月時点

■名木百選一覧

番号	名称	所在地	所有者	木の大きさ 特徴 高さ 太さ
1	土支田八幡宮のスギ樹群	土支田4丁目28番1号	土支田八幡宮	約150平方メートル 希少なスギ樹群
2	加藤家のケヤキ	土支田4丁目	個人所有	15メートル 3.8メートル 幹が独特の形
3	妙延寺のイチヨウ	東大泉3丁目16番5号	妙延寺	27メートル 3.9メートル 区内有数の大きさ
4	北野神社のムクロジ	東大泉4丁目25番4号	北野神社	14メートル 1.6メートル 区内では珍しい
5	旧本間家のサクラ並木	東大泉5丁目35番1号	練馬区	15メートル 2.5メートル 区内有数の並木
6	学芸大付属大泉小のゲッケイジュ	東大泉5丁目22番1号	国立大学法人 東京学芸大学	13メートル 2.5メートル 区内有数の大きさ
7	学芸大付属大泉中のヒマラヤスギ並木	東大泉5丁目22番1号	国立大学法人 東京学芸大学	15メートル 2.6メートル 地域のシンボル
8	牧野博士のセンダイヤザク	東大泉6丁目34番4号	練馬区	8メートル 1.4メートル 希少な樹種
9	牧野博士のヘラノキ	東大泉6丁目34番4号	練馬区	13メートル 1.9メートル 区内では珍しい
10	都営アパート第二公園のシダレヤナギ	東大泉6丁目35番	東京都	12メートル 2.2メートル 区内有数の大きさ
11	大泉井頭公園のマルバヤナギ	東大泉7丁目43番	練馬区	10メートル 2.3メートル 希少な樹種
12	大泉井頭公園のマルバヤナギ(2)	東大泉7丁目43番	練馬区	9メートル 4.2メートル 希少な樹種
13	諏訪神社のヒノキ	西大泉3丁目13番3号	諏訪神社	25メートル 2.4メートル 区内有数の大きさ
14	高橋家のケヤキ	南大泉3丁目	個人所有	35メートル 4.5メートル 樹形が美しい
16	高橋家のケヤキ	南大泉3丁目	個人所有	30メートル 4.0メートル 区内有数の大きさ
17	八坂神社のカヤ	大泉町1丁目44番1号	八坂神社	25メートル 2.7メートル 区内有数の大きさ
18	八坂神社のイチヨウ	大泉町1丁目44番1号	八坂神社	23メートル 3.5メートル 区内有数の大きさ
19	加藤家のケヤキ	大泉学園町1丁目	個人所有	29メートル 3.6メートル 地域のシンボル
20	伏見稲荷のカヤ	錦1丁目19番8号	伏見稲荷神社	14メートル 3.5メートル 傾いた独特な樹形
21	金乗院のイチヨウ	錦2丁目4番28号	金乗院	18メートル 5.0メートル 樹種別区内最大
23	西本村稲荷のケヤキ	平和台4丁目2番	西本村稲荷神社	25メートル 3.5メートル 区内有数の大きさ
24	開進第一中のスタジイ	早宮1丁目16番	練馬区	6メートル 1.7メートル 傘型の樹形が独特
25	開進第一小のクスノキ	早宮2丁目1番31号	練馬区	18メートル 2.6メートル 地域のシンボル
26	堰婆さんのクロマツ	早宮3丁目26番	練馬区	11メートル 1.5メートル 堰婆さんの伝説有
27	内田家のケヤキ	早宮3丁目	個人所有	28メートル 4.5メートル 自然樹形が見事
28	練馬東小のフジ	春日町1丁目30番11号	練馬区	— 3.4メートル 区内最大のフジ
30	春日神社のエノキ	春日町3丁目2番4号	春日神社	14メートル 2.3メートル 枝ぶりが良い
31	寿福寺のクスノキ	春日町3丁目2番22号	寿福寺	20メートル 3.6メートル 地域のシンボル
32	愛染院のシロワビスケ	春日町4丁目17番1号	愛染院	6メートル 1.7メートル 樹形が見事
33	氷川神社のクスノキ	北町8丁目22番1号	氷川神社	23メートル 3.1メートル 枝ぶりが見事
34	愛宕神社のシラカシ	田柄2丁目17番11号	愛宕神社	19メートル 2.5メートル 区内有数の太さ
35	愛宕神社のヒイラギ	田柄2丁目17番11号	愛宕神社	6メートル 1.3メートル 樹種別区内最大
36	八幡神社のイヌシデ	高松1丁目16番2号	八幡神社	16メートル 2.4メートル 区内有数の大きさ
37	八幡神社のムクノキ	高松1丁目16番2号	八幡神社	23メートル 2.9メートル 地域のシンボル
38	佐久間家のモチノキ	高松2丁目	個人所有	11メートル 2.9メートル 区内有数の大きさ
39	御岳神社のサカキ	高松3丁目19番8号	御岳神社	8メートル 1.0メートル 区内有数の大きさ
40	増田家のムクノキ	高松6丁目	個人所有	29メートル 4.0メートル 樹種別区内最大
41	アメリカスズカケノキ	光が丘4丁目1番	東京都	23メートル 3.1メートル 双幹の樹形が見事
42	イチヨウ並木	光が丘4丁目1番	東京都	15メートル 1.9メートル 街路樹史を刻む
43	クスノキ	光が丘4丁目1番	東京都	13メートル 2.6メートル 区内有数の大きさ
44	ソメイヨシノ	光が丘4丁目1番	東京都	10メートル 2.5メートル 区内有数の並木
46	四季の香公園のコナラ	光が丘6丁目2番	練馬区	19メートル 3.8メートル 公園のシンボル
47	妙安寺のクロマツ	旭町3丁目10番11号	妙安寺	20メートル 3.2メートル 地域のシンボル
48	妙安寺のケヤキ	旭町3丁目10番11号	妙安寺	25メートル 3.7メートル 区内有数の大き
49	谷治家のケヤキ	南田中2丁目	個人所有	27メートル 3.4メートル 地域のシンボル

50	氷川神社のヤブツバキ	高野台 1 丁目 16 番 7 号	氷川神社	8メートル 1.0メートル 区内有数の大きさ
51	長命寺のイチヨウ	高野台 3 丁目 10 番 3 号	長命寺	34メートル 4.4メートル 区内有数の大きさ
52	長命寺のシラカシ	高野台 3 丁目 10 番 3 号	長命寺	32メートル 3.3メートル 区内有数の大きさ
53	長命寺のシラカシ (2)	高野台 3 丁目 10 番 3 号	長命寺	22メートル 2.5メートル 区内有数の大きさ
54	長命寺のボダイジュ	高野台 3 丁目 10 番 3 号	長命寺	7メートル 2.4メートル 開山記念に植樹
55	田中山憩いの森のヤマザクラ	谷原 5 丁目 28 番	個人所有	15メートル 1.6メートル 株分かれが見事
56	和田稲荷のシラカシ	石神井町 1 丁目 21 番 10 号	和田稲荷神社	18メートル 3.8メートル 樹種別区内最大
57	禪定院のヒヨクヒバ	石神井町 5 丁目 19 番 10 号	禪定院	7メートル 2.1メートル 幹が分岐した樹形
58	石神井公園ミズキ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	16メートル 2.0メートル 区内有数の大きさ
59	石神井公園コブシ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	20メートル 2.9メートル 区内有数の大きさ
60	石神井公園ヤマザクラ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	17メートル 1.6メートル 株立ちの樹形が見事
61	石神井公園ラクウショウ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	21メートル 2.3メートル ボート池の目印
62	石神井公園ソメイヨシノ並木	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	14メートル 2.7メートル 区内有数の並木
63	石神井公園クヌギ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	22メートル 2.4メートル 区内有数の大きさ
64	石神井公園ハクウンボク	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	12メートル 1.6メートル 区内有数の大きさ
65	石神井公園シラカシ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	24メートル 2.5メートル 区内有数の大きさ
66	石神井公園トウカエデ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	20メートル 2.2メートル 区内有数の大きさ
68	石神井公園ユリノキ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	32メートル 3.3メートル 区内有数の大きさ
69	石神井公園ムクノキ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	25メートル 3.5メートル 区内有数の大きさ
70	石神井公園メタセコイア	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	22メートル 2.3メートル 区内有数の大きさ
71	石神井公園ムクノキ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	18メートル 2.5メートル 区内有数の大きさ
72	石神井公園タブノキ	石神井町 5 丁目 21 番	東京都	16メートル 2.0メートル 区内有数の大きさ
73	権藤家のハクモクレン	石神井町 6 丁目	個人所有	12メートル 1.9メートル 樹形・花つきが見事
74	権藤家のスダジイ	石神井町 6 丁目	個人所有	7メートル 2.8メートル 奇木として有名
75	道場寺のクロマツ	石神井台 1 丁目 16 番 7 号	道場寺	25メートル 2.5メートル 道場寺の目印
76	三宝寺のアカマツ	石神井台 1 丁目 15 番 6 号	三宝寺	17メートル 2.5メートル 区内有数の大きさ
77	三宝寺のイチヨウ	石神井台 1 丁目 15 番 6 号	三宝寺	26メートル 3.6メートル 区内有数の大きさ
78	三宝寺のサルスベリ	石神井台 1 丁目 15 番 6 号	三宝寺	10メートル 1.4メートル 枝ぶりが良い
79	けやき憩いの森のツルウメモドキ	石神井台 8 丁目 21 番 23 号	個人所有	17メートル 0.7メートル 区内では希少
80	石神井川河川敷のクロヤマナラシ	上石神井 4 丁目 21 番	練馬区	25メートル 2.7メートル 地域のシンボル
81	尾崎家のアラカシ	上石神井 4 丁目	個人所有	18メートル 3.2メートル 樹種別区内最大
82	イエズス会神学院のサクラ並木	上石神井 4 丁目 32 番 11 号	イエズス会神学院	14メートル 2.8メートル 枝ぶりが見事
83	関町北小のダイオウショウ	関町北 5 丁目 13 番 3 号	練馬区	14メートル 1.6メートル 学校のシンボル
84	天祖若宮八幡宮のアカマツ	関町北 3 丁目 34 番 323 号	天祖若宮八幡宮	21メートル 2.1メートル 区内有数の大きさ
86	武蔵関公園のムクノキ	関町北 3 丁目 48 番 1 号	練馬区	20メートル 3.6メートル 区内有数の大きさ
87	武蔵関公園のトチノキ	関町北 3 丁目 48 番 1 号	練馬区	15メートル 1.8メートル 自然樹形が見事
88	武蔵関公園のカツラ	関町北 3 丁目 48 番 1 号	練馬区	20メートル 2.5メートル 公園のシンボル
89	浅間神社のケヤキ	小竹町 1 丁目 59 番 2 号	浅間神社	27メートル 3.1メートル 区内有数の大きさ
90	武蔵大・高・中のトネリコ	豊玉上 1 丁目 26 番 1 号	武蔵大・高・中	17メートル 2.6メートル 区内では珍しい
91	武蔵大・高・中のケヤキ	豊玉上 1 丁目 26 番 1 号	武蔵大・高・中	20メートル 3.5メートル 学校のシンボル
92	武蔵大・高・中のイヌザクラ	豊玉上 1 丁目 26 番 1 号	武蔵大・高・中	9メートル 1.1メートル 区内有数の大きさ
93	武蔵大・高・中のシダレザクラ	豊玉上 1 丁目 26 番 1 号	武蔵大・高・中	11メートル 1.5メートル 枝ぶりが見事
94	武蔵大・高・中のイロハモミジ	豊玉上 1 丁目 26 番 1 号	武蔵大・高・中	8メートル 2.0メートル 区内有数の大きさ
95	豊玉小のヒマラヤスギ	豊玉中 4 丁目 2 番 20 号	練馬区	14メートル 20.メートル 学校のシンボル
96	氷川神社のカヤ	豊玉南 2 丁目 15 番 5 号	氷川神社	18メートル 2.6メートル 区内有数の大きさ
97	富士稲荷のクスノキ	豊玉南 3 丁目 13 番 1 号	富士稲荷神社	17メートル 3.7メートル 徳川家光がお手植え
98	豊玉東小のマユミ	豊玉北 1 丁目 16 番 1 号	練馬区	5メートル 1.3メートル 区内有数の大きさ
99	練馬公民館のソメイヨシノ	豊玉北 6 丁目 8 番 1 号	練馬区	12メートル 3.0メートル 公民館のシンボル
101	白山神社の大ケヤキ	練馬 4 丁目 2 番	白山神社	14メートル 7.2メートル 国の天然記念物
102	白山神社の大ケヤキ (2)	練馬 4 丁目 2 番	白山神社	19メートル 8.0メートル 樹齢約 900 年の木
103	円光院のイチヨウ	貫井 5 丁目 7 番 3 号	円光院	18メートル 2.8メートル 樹形が見事
104	円光院のタラヨウ	貫井 5 丁目 7 番 3 号	円光院	7メートル 1.7メートル 樹種別区内最大
105	浅見家のタイサンボク	氷川台 3 丁目	個人所有	12メートル 2.3メートル 樹種別区内最大
106	光伝寺のコウヤマキ	氷川台 3 丁目 24 番 4 号	光伝寺	14メートル 2.9メートル 樹種別区内最大
107	氷川神社のムクノキ	氷川台 4 丁目 47 番 3 号	氷川神社	23メートル 2.9メートル 区内有数の大きさ

※15、22、29、45、67、85、100は欠番

※詳しくは、練馬区ホームページ（下記）をご覧ください

(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/annai/fukei/meiboku/index.html>)

5. 景観に関する区民アンケート調査（※景観計画 P14）

景観計画の策定にあたり、区民の皆さまが練馬区の景観に関して、日頃感じていることやご意見をお伺いしました。

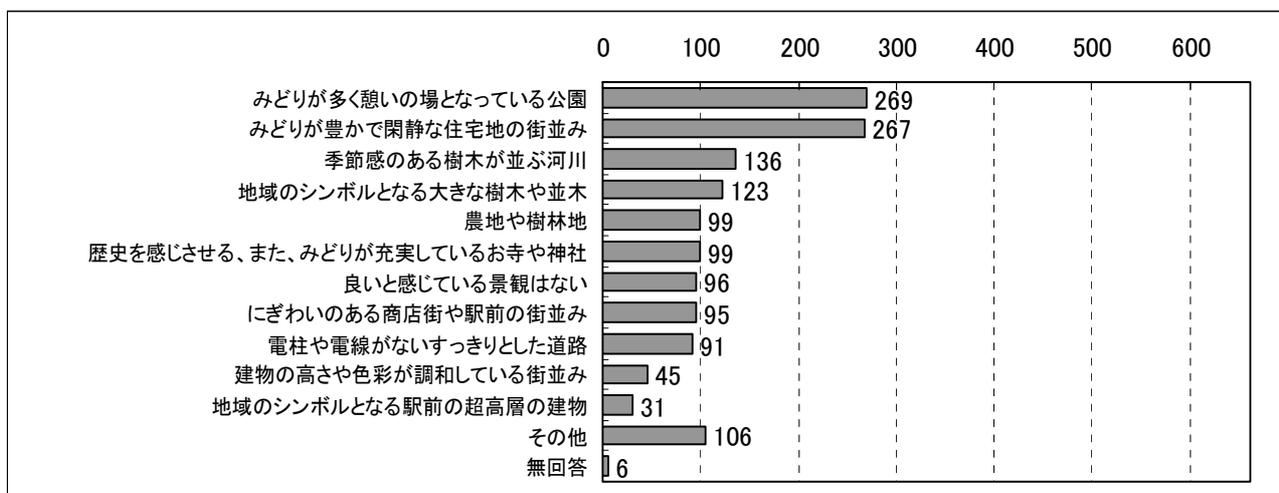
【アンケートの実施概要】

- 調査地域：練馬区内の全域
- 調査対象：練馬区内在住の満 18 歳以上の男女個人
- 標 本 数：2,000 人
- 調査対象者抽出方法：住民基本台帳から、無作為に抽出
- 調査方法：郵送配布、返信用封筒にて回収
- 調査期間：平成 20 年 11 月 8 日（土）～11 月 25 日（火）
※ただし、平成 20 年 12 月 25 日（木）回収分まで集計対象としました。
- 回収状況：有効回収数：662 人
回収率 33.1%

●身近な景観について

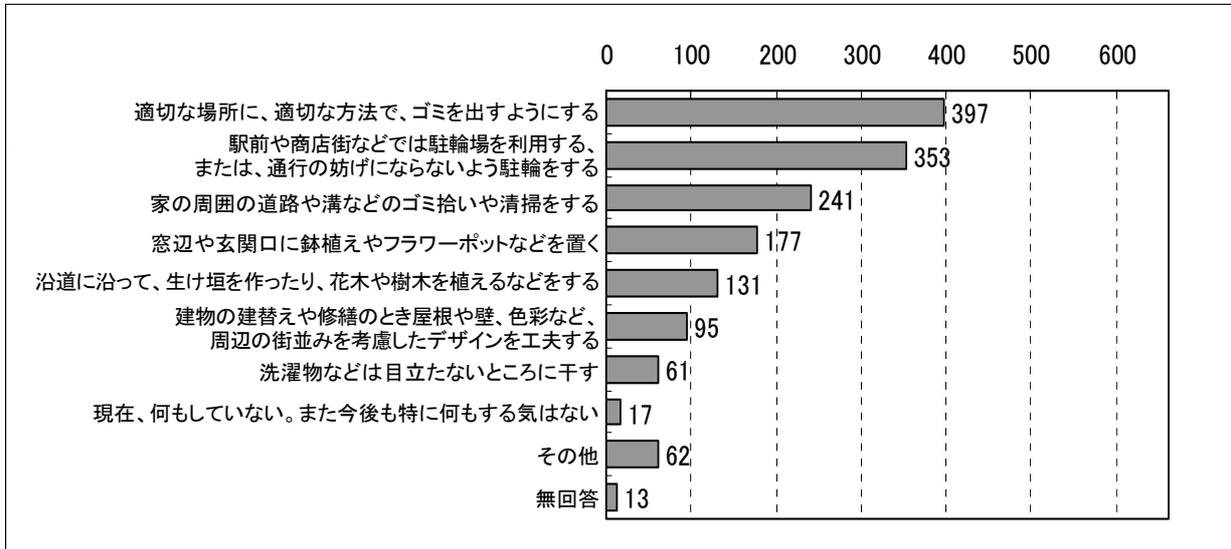
○住まいの身近な場所や駅までの道のりの中で良いと感じている景観

・みどりが多い公園と住宅地の街並みに対して評価が高くなっています



○住まいやその周辺の景観を良くするために、現在取り組んでいること、または、今後取り組んでもよいと思うこと

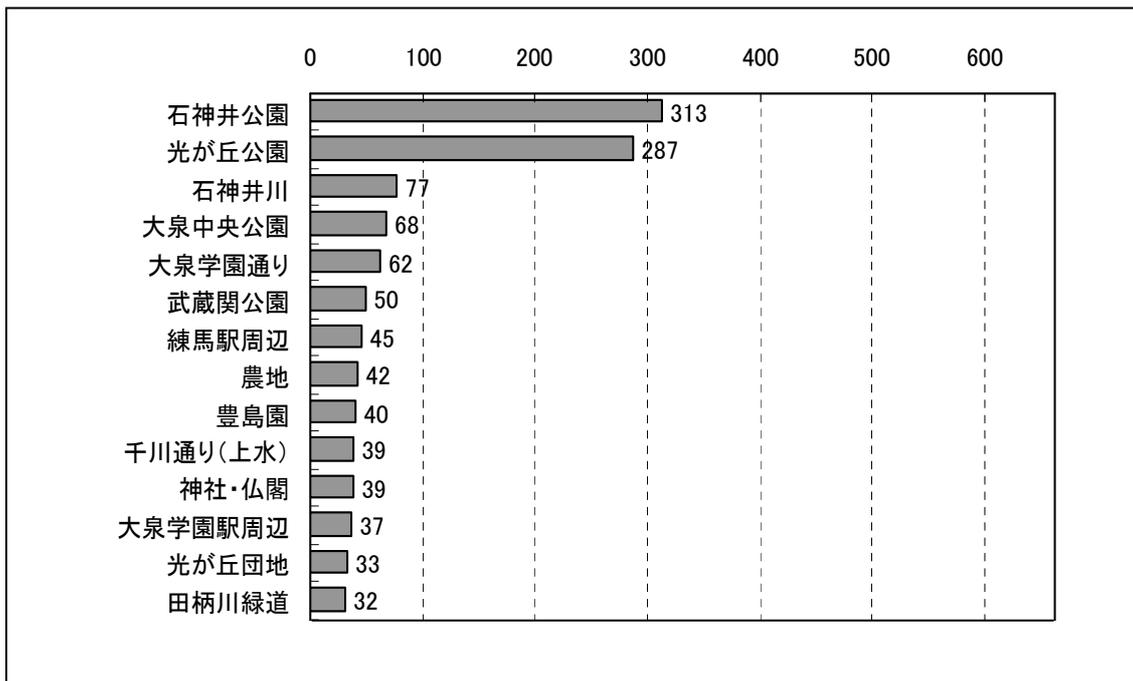
・ゴミ出しや自転車の駐輪といった日々生活で行う行為を通じた取り組み



●練馬区全体の景観

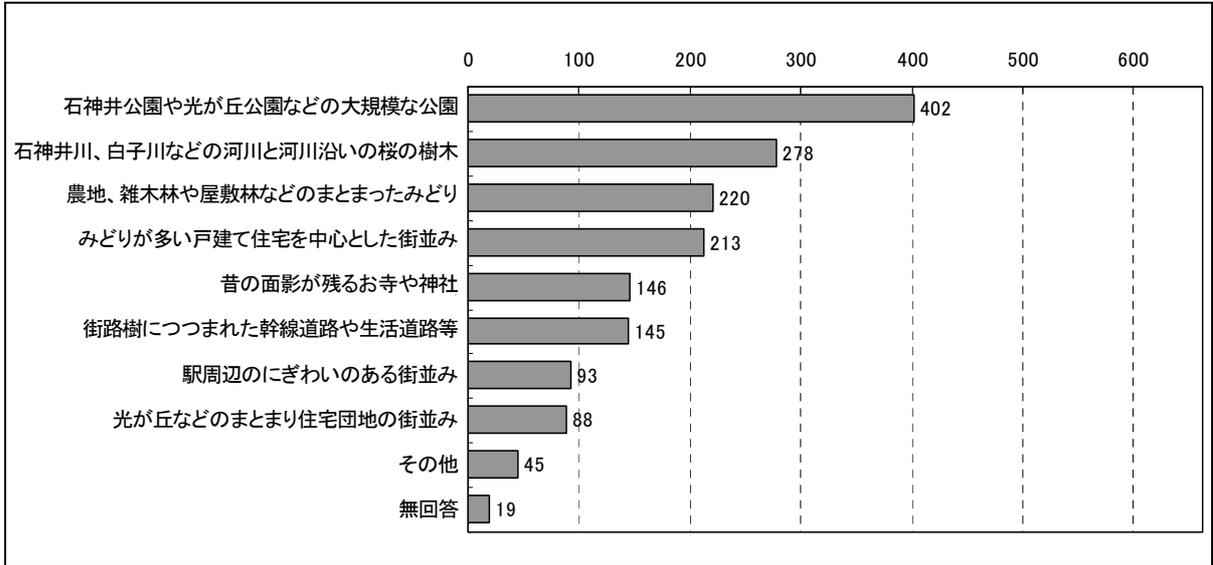
○練馬区全体の中で良いと感じている場所・景観

・石神井公園、光が丘公園といった公園や河川のオープンスペースが高い評価を得ています



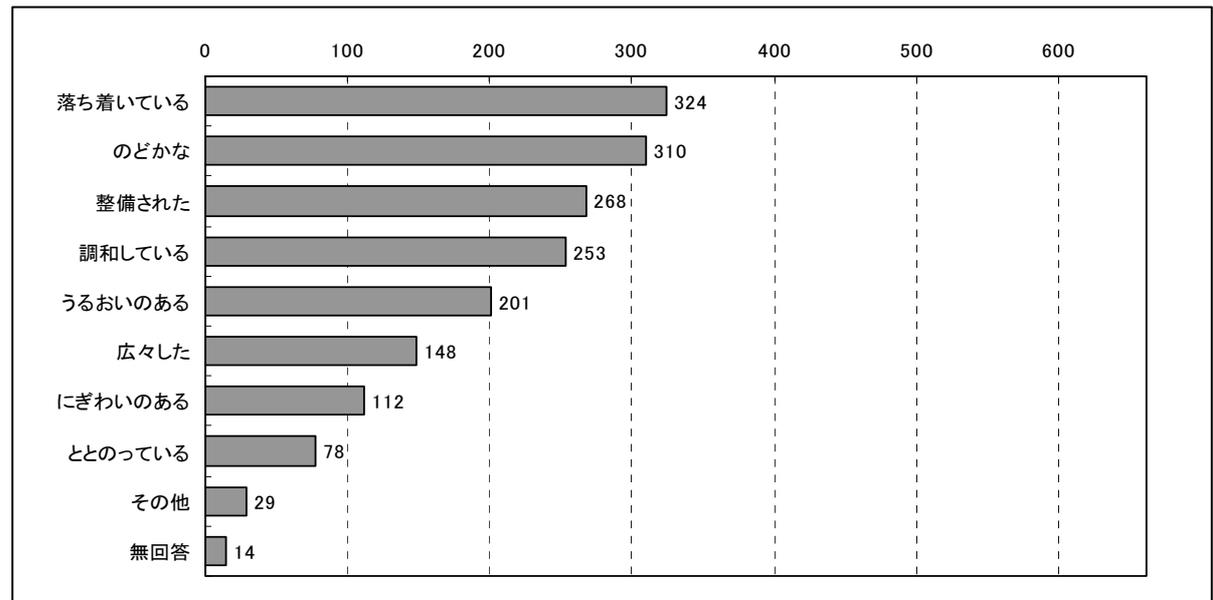
○練馬区を代表する（練馬らしい）景観

・良い景観と同様に、練馬らしい景観にも、大規模公園の回答が多くなっています



○これからめざすべき練馬区の景観の表現イメージ

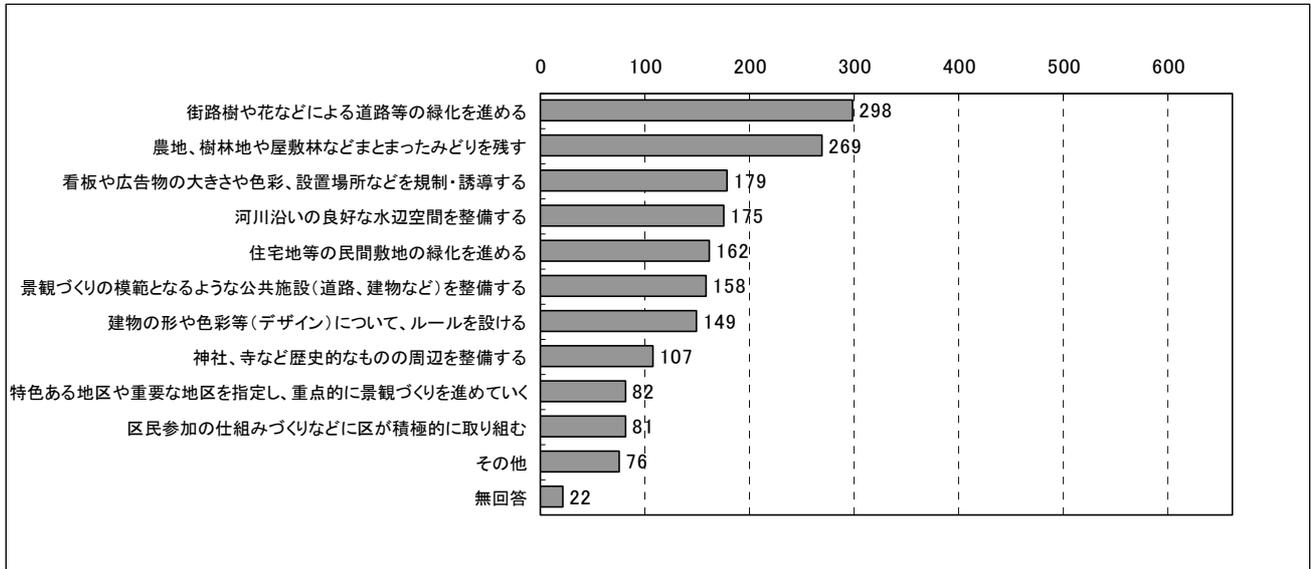
・落ち着いた、のどかな、整備された、調和しているの順で多い回答となっています



●景観づくりのあり方

○練馬区の景観をより良くするために必要なこと

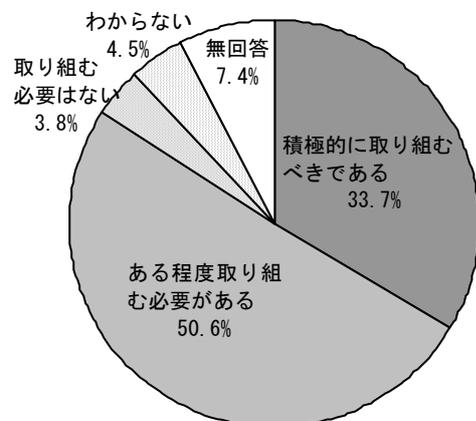
・緑化の推進や、農地、樹林地の保全など、緑に関する施策が求められています。



○より良い景観づくりの有効な手法として、「景観に関するルール」(建物の形や色彩等についての規制のルール)を設けることについて

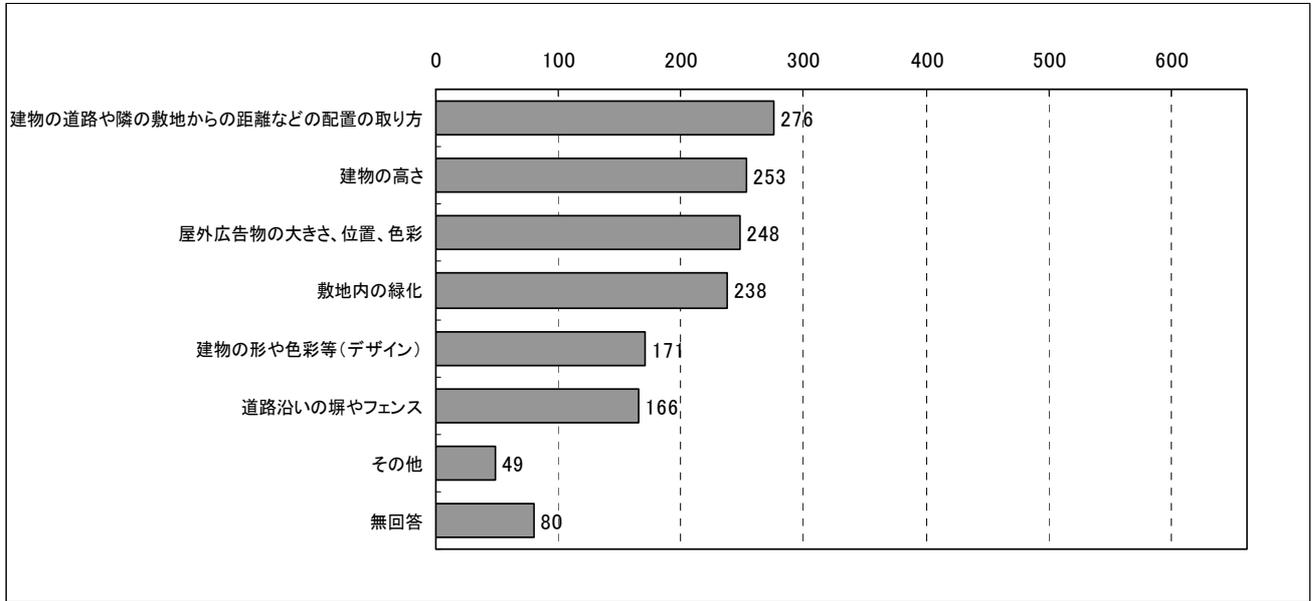
・積極的、ある程度を合わせると、約8割がルールづくりに取り組むべきと考えています

カテゴリ	件数	%
積極的に取り組むべきである	223	33.7
ある程度取り組む必要がある	335	50.6
取り組む必要はない	25	3.8
わからない	30	4.5
無回答	49	7.4
合計	662	100



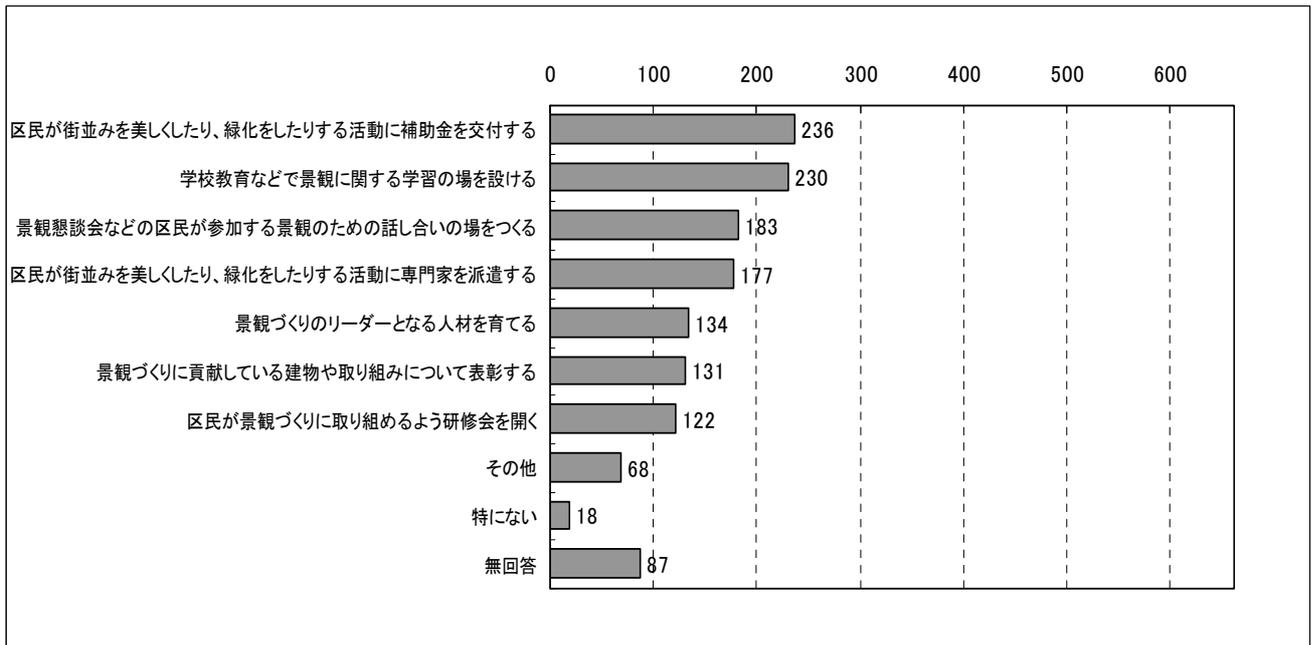
○景観に関するルールの内容について

・敷地内の配置、建物の高さ、屋外広告物、敷地内の緑化がやや多い回答となっています。



○景観を守り、良くしていくために、行政が果たすべき役割

・緑化活動への助成と、景観学習の場づくりを求める回答が多くなっています。



6. 景観まちなみ協定制度（※景観計画 P102）

～ご近所協定・小径（こみち）協定・まちなみ協定～

1) 景観まちなみ協定とは

区民の皆さんが力を合わせて「まちなみ」の景観を築いていく制度です。

景観づくりは、玄関先にフラワーポットをひとつ置くことからできます。しかし、まちなみの景観づくりとなると、区民の皆さんが協力してこそ出来上がるものです。そのため、区民の皆さんが実施する、まちなみの景観づくりのルール（約束事）が、景観まちなみ協定です。

2) 協定の内容

区民の皆さんのまちづくりの取り組み人数に合わせて、3つの協定を設けました。協定には、次の内容を盛り込んでいただく予定です。また、協定の内容は参加する方が話し合っただけで決めています。

協定の名称	ご協力いただく方	協定の内容	そのほか協定に盛り込むこと
ご近所協定	3軒～5軒位	①生垣や玄関まわりのルール（植物の種類、プランターの設置など） ②建物のルール（トーンをそろえる等）*	①協定の名称 例えば「〇〇町〇丁目つつじ協定」 ②協定の代表者 ③活動を始める日など
小径（こみち）協定	6軒～12軒位		
まちなみ協定	それ以上		

* まちなみを構成する建物の色のトーン（色調）をそろえると、建物の色が違っても全体的に落ち着きのある統一感が生まれます。また、個々の建物では、多色の華やかさが感じられる景観にまとめることができます。

* 色調とは、色の明るさ、色の鮮やかさをいいます。

3) 『ねりま』らしいまちなみ景観を目指して

自分達のまちに愛着を感じ、末長く住み続けるためには、自分達が主役となって、まちをつくることです。地域の人々が力を合わせ、努力し続けることで良好な景観をもつまちが出来上がっていきます。

魅力的なまちなみは、皆さんに安らぎを与えるばかりではなく、自分のまちへの誇りを育みます。そんな、区民の皆さんの景観まちづくりを区は応援していきたいと考えています。

玄関まわりの景観づくりのイメージ



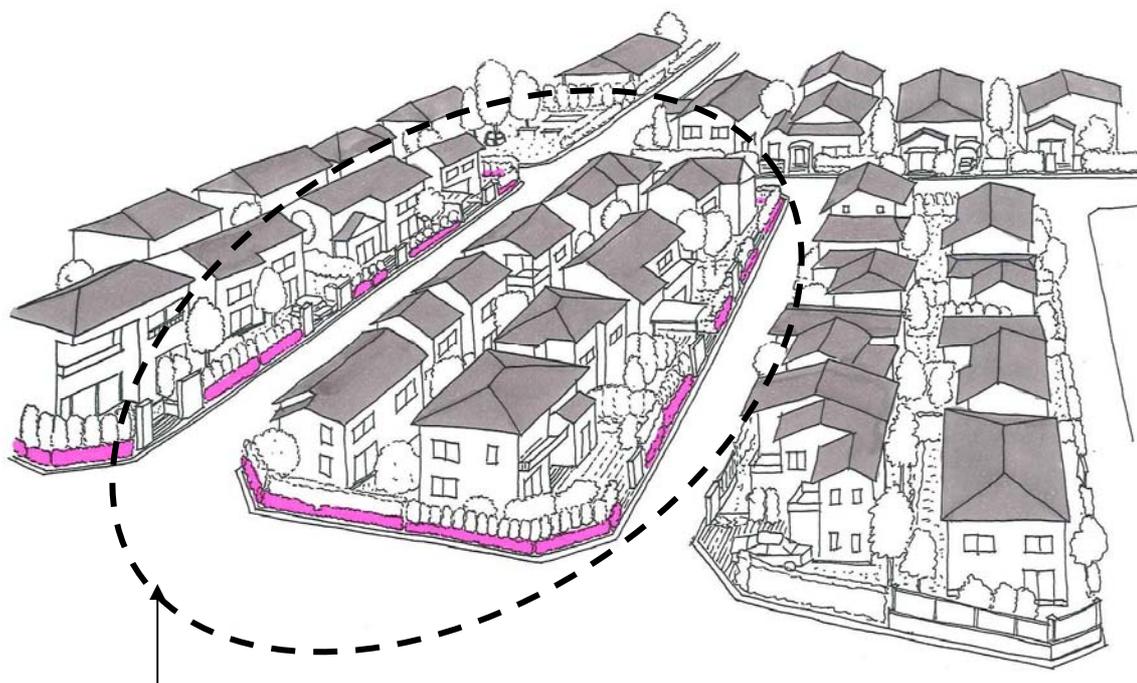
自宅前の玄関まわりを整えるのは、一人からでもはじめられます。

ご近所協定のイメージ



区の花である「ツツジ」を植えて、道路沿いの景観形成を図った例です。

まちなみ協定のイメージ



道路に接する敷地に「ツツジ」を植えた例です。このように植物の種類を合わせるだけで、地域に統一感と心地よさがうまれます。